別紙４

内訳書（施設型）

区分		１人当たり委託料単価（消費税含む）	支払条件
特定保健指導※1～4	動機付け支援（動機付け支援相当）	７，５６０　円	・面接による支援終了後に左記金額から初回時に全額徴収する自己負担分を差し引いた保険者負担額の８／１０を支払※5 ・残る２／１０は実績評価終了後に支払
	積極的支援	２３，７６０　円	・初回時の面接による支援終了後に左記金額から初回時に全額徴収する自己負担分を差し引いた保険者負担額の４／１０を支払※5 ・残る６／１０（内訳としては３カ月以上の継続的な支援が５／１０、実績評価が１／１０）は実績評価終了後に支払 ・３カ月以上の継続的な支援実施中に脱落等により終了した場合は、左記金額から初回時に全額徴収する自己負担分を差し引いた保険者負担額の５／１０に実施済みポイント数の割合を乗じた金額を支払

※1　特定保健指導の各回の支払額が分割比率の関係で小数点以下の端数が生じる場合は、四捨五入により１円単位とする。

※2　甲に請求する金額は、自己負担額を差し引いた金額とする。

※3　委託料単価には、電子的標準様式データの作成に要する費用を含んだものとする。

※4　消費税率変更後に実施した特定保健指導の委託料単価は、第５条第２項のとおり変更後の税率により計算する。

※5　初回面接を分割して実施する際は、初回分割面接２回目が実施できた場合に限り費用請求ができることとする。